

神奈川県におけるDV被害者支援システムの一考察

なかむらとしひで
中村敏秀

〈要 旨〉

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以降、DV防止法と称する）は、2001年に施行された。その後、DV防止法は、2004年（第一次改正）と2007年（第二次改正）と二度の改正が行われてきた。

本稿では、DV防止法制定前から県女性相談所を中核に、県内市区町村と民間シェルターの三者協働で支援する神奈川県の現状報告と課題の整理を目的とする。この「神奈川方式」と呼ばれる神奈川県の支援システムに焦点を当てるのは、法成立当時から必要性が強調されてきた「官民連携」の典型例を示すことによる。

その結果は、官民連携によるDV被害者支援の先進県の評価は、民間団体依存の姿を明らかにした。また、関係機関の連携についても、結果論とは言え、連携の脆弱さをも露にした。

〈キーワード〉

DV防止法 DV被害者支援 神奈川方式 官民連携 民間シェルター

はじめに

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以降、DV防止法と称する）は、超党派の議員立法により成立して2001年に施行された。その後、DV防止法は、DVの被害者を保護し支援するための法律として、これまでに2004年（第一次改正）及び2007年（第二次改正）の二度の改正が行われてきた。

2007年の第二次改正では、被害者の実情に見合った保護・救済措置がとられるようになってきた。その一つとして、従来まで都道府県単位での取組みが中心だった配偶者暴力支援センター等の整備が、努力義務とはいえ市町村段階にも課したことは、一つの前進と言える。

すなわち、被害者に対する適切な支援には、広域の都道府県レベルから市町村レベルでのきめ細かい展開の必要性と理解に至ったことを意味する。これは同時に、女性に対する暴力が地域を選ばずに存在すると同時に、早期発見と保護が喫緊の課題であること

の証左でもあろう。事実、被害者を加害者から守る保護命令制度の適用基準の婚姻外への拡充は、暴力被害の蔓延を意味することにもなる。とは言え、市町村レベルでの被害者支援の体制整備は、今後の取り組み課題としてあることは間違いない。

そこで本稿では、DV防止法制定前から県暴力被害者支援センターを中核に、県内市区町村と民間シェルターの三者協働での支援に取り組む神奈川県の実況報告と課題の整理を目的とする。このような「神奈川県方式」と呼ばれる支援システムに焦点を当てるのは、法成立当時からの必要性が強調されてきた「官民連携」の典型例を示すことによる。加えて、神奈川県（市町村含む）の2009年度民間支援団体に対する財政支援は、64,774,000円と全国第一位で、第二位の東京都の11,231,000円を大きく超えることによる。かかる支援システム樹立とこれへの行政責任のあり方は、未だ十分な支援システム整備がなされているとは言い難い全国状況に、少なからず影響を与えるものと期待し得る。

本稿ではこの目的のために、はじめに、DV防止法成立の経過と背景及びDVの定義について検討する。次にDV防止法の制定時から第二次改定までの、主要な改正点を纏め、その変遷を整理する。その上で、わが国のDV及び神奈川県の実態を概観した上で、神奈川県方式が形成された経過と現状を整理し、全国状況下における神奈川県の到達点と課題を明らかにしたい。

この為には本稿を纏めるに際しては、これまで公表されてきた行政機関等及び関係機関の報告文書やデータに拠ることとする。

1 わが国のDV防止法成立の経過と背景

①国際的動向

そもそも女性が、有史以来今日まで性差を理由に生活・職業等の全ての領域で不当に差別されてきたばかりか、様々な暴力に苦しめられてきたことは周知の事実である。

このことに国際レベルで取り組みが始まったのは、1979年の国連女性差別撤廃条約が初めてである。しかし、ここでは未だ女性に対する暴力に言及した条文は見当たらない。この14年後、1993年6月の世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」で、女性に対する暴力の根絶が初めて打ち出された。これを受けて同年、国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性への暴力廃絶に真正面から取り組むことになったのである。ここでは女性に対する暴力について第1条では「この宣言の適用上、「女性に対する暴力」とは、性に基づく暴力行為であって、公的生活で起こるか私人的生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的若しくは心理的危害又は苦痛（かかる行為の威嚇を含む）、強制又は恣意的な自由の剥奪となる、又は、なるおそれのあるものをいう」と定義している。その上で第2条では、女性に対する暴力の具体的内容を

次のように明記している。「女性に対する暴力は、以下のものを含む（ただし、これに限定されない）と理解される。

- (a) 家庭において発生する身体的、性的及び心理的暴力であって、殴打、世帯内での女兒に対する性的虐待、持参金に関連する暴力、夫婦間における強姦、女性の生殖器切断及びその他の女性に有害な伝統的慣行、非夫婦間の暴力及び搾取に関連する暴力を含む。
- (b) 一般社会において発生する身体的、性的及び心理的暴力であって、職場、教育施設及びその他の場所における強姦、性的虐待、セクシャルハラスメント及び脅迫、女性の売買及び強制売春を含む。
- (c) どこで発生したかを問わず、国家によって行われる又は許される身体的、性的及び心理的暴力。」

これを受けて1995年の第4回北京世界女性会議（以降、北京会議と略す）が採択した行動綱領の第IV章のDでは、「女性に対する暴力」を次のように記している。

「女性に対する暴力」という言葉は、起きる場所の公私を問わず、女性に肉体的、性的又は心理的な傷害若しくは苦しみをもたらす、若しくはもたらすおそれのある、ジェンダーに基づきいかなる暴力行為をも意味し、そのような行為をすると脅すこと、強制又は自由の恣意的な剥奪をも含む。したがって、女性に対する暴力は以下のものを包含するが、これらだけに限られるものではない。

- a) 家庭内の女兒に対する殴打や性的虐待、持参金に関した暴力、夫婦間のレイプ、女性器の切除やその他女性に有害な伝統的習慣、配偶者以外による暴力及び搾取絡みの暴力を含む、家庭内で起こる肉体的、性的及び心理的暴力。
- b) 職場、教育機関その他の場所におけるレイプ、性的虐待、セクシュアル・ハラスメント及び威嚇、並びに女性の人身売買及び強制売春を含む、地域社会全般で起こる肉体的、性的及び心理的暴力。
- c) 起きる場所の如何を問わず、国家が犯し又は許す肉体的、性的及び心理的暴力

こうした国連を中心とした女性に対する暴力廃絶の動きは、当然のこととして各国での法整備や取り組みを促す契機となったことは間違いない。

②国内動向

わが国も国連を中心とした世界の動きを受けて、1996年に「男女共同参画2000年プラン」で、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が政策課題として掲げられた。これに続き男女共同参画審議会は2000年に、「女性に対する暴力に関する基本的方策について」の答申を公表した。同答申ではDVについて、①被害者も加害者も年齢・学歴・職種・年収に関わりなく存在し、一部の者の問題ではない、②暴力は潜在化している社会的な問題である、と指摘した。しかし、被害者保護に対しては民事保全法による仮処分やストー

カー法等の既存の法制度活用を謳い、新たな法制度の必要性については、早急に検討することが必要であるに留まった。

これとは別に、1998年に設置された「参議院共生社会に関する調査会」は、女性に対する暴力の取り組みを課題とした。そして2000年には、超党派からなる「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム」（以降、「チーム」と称する）を設置した。「チーム」は2001年にDV防止法を調査会に提出し、参議院及び衆議院の本会議で全会一致の可決をみて法案を成立させたのである。

こうして成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の第1条では、2度の改正により配偶者からの暴力を次のように定義している。

「この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」

かかる経緯はわが国の取組みが、国連を中心とした国際的動向に背中を押される形で、女性議員を中心とした議員立法によりDV防止法の成立に至ったことを教えている。これに加えて、松田¹⁾が指摘するように、法的な支援の無い状況下で被害者支援を続けてきた民間シェルターが国会議員を突き動かし、法成立に至ったということが真実であろう。

2 DV定義の検討

ここではDVの定義の検討を行う。検討に際しては、先に記した国連総会決議(1993年)「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」(以降、国連総会決議と称す)と第4回世界女性会議(1995年)(以降、北京会議と称す)で採択された行動綱領の定義とわが国DV防止法を比較し、わが国のDV防止の到達点を確認することにする。

この三つの定義間では明瞭に異なる点が幾つかある。その第一は国連総会決議及び北京会議の定義が、「公私」と広範囲な領域を定めているのに対して、わが国のDV法では配偶者からの暴力と「私」に矮小化している点である。辛うじて、加害者と被害者の関係が、婚姻関係にあるか否かを問わずとしている点は救いである。確かにセクシャルハラスメント等は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の第11条により対応し得るとの判断も可能では有る。しかし、女性に対する暴力が公私に渡り広範囲に存在する以上、「私」に限定することは、国連総会決議や北京会議行動綱領の定義から後退しているとの批判を免れ得ない。

第二に国連総会決議（北京会議も同様である）では、女性に対する暴力を、①身体的、②性的、③心理的危害と明記している。これに比してわが国のDV法は、①配偶者からの身体に対する暴力、②これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動と表記している。①の配偶者からの身体に対する暴力は明解である。一方、②のこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動の定義は、精神的暴力や性的暴力を包含すると解釈されている。事実、内閣府男女協同参画局は、2008年の啓発用リーフレット「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き—二次的被害を与えないために—」を著し、3. 配偶者からの暴力の実態の項で、暴力の形態として、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力と明記してある。²⁾そして精神的暴力としては「人格を否定するような暴言を吐くこと、何を言っても無視すること、交友関係を細かく監視すること等」としている。さらに性的暴力では「いやがっているのに性行為を強要すること、見たくないポルノビデオ等を見せること、避妊に協力しないこと等」と解説している。

故に、松村³⁾の「精神的暴力や性的暴力もDVであることを明確にした」とする2007年改正法への解釈は、定着していると言える。しかし、かかる条文が訴訟等の場面では、他の解釈の余地を残しうる。例えば性的暴力に関して松田⁴⁾が、「夫婦間強姦の法理が、婚姻が性の包括的同意契約であることを理由に、姦淫にいたる、夫の「暴行または脅迫」行為を容認する法理である（後略）」と述べている事実は無視し得ない。

さらに見逃せないのは、国連総会決議や北京会議行動綱領が、「強制または恣意的な自由の剥奪となる、または、なるおそれのあるものをいう」と明記している点である。すなわち、肉体的、性的、心理的暴力の可能性や予見性を、被害者である女性に与えるものも暴力の範疇に含めている点である。この点については2007年改正においてようやく、暴力の定義や保護命令の申し立てに関しては、身体に対する暴力に加え、生命等に対する脅迫も含むことになったことは一歩前進と評価されよう。

このように国連総会決議や北京会議行動綱領では、女性に対する暴力の定義において、あらゆる暴力を許さずその廃絶を目指そうとする立場を明確にしている。これに比して、わが国のDV防止法は遅まきながら、従来からの「民事不介入」や「法は家庭に入らず」の立場からの離陸を始めたと言えるのかもしれない。

そして国連総会決議や北京会議行動綱領では、具体的な暴力の項目で公的な場面を謳っていることを受けて、暴力を受ける場面として職場、教育、地域社会と明示している。加えて、国家が直接的・間接的に加害者となりうることにも言及しているのである。

確かに、様々な国情の異なる国々を包含した国連総会における決議条文と、国内法との単純な比較には無理があることは否めない。しかし、女性への暴力廃絶を目指す以上は、その法の精神において、全てを包含させたか否かの違いは無視し得ないはずである。

3 DV防止法の主な改正と意義

先に述べたようにDV防止法は、2001年に制定後から2004年と2007年の二回の改正が行われた。その改正内容の推移を表1～表4に整理した。

まず目に付くのは、二度にわたる改正の結果、女性に対する暴力が身体に限定されていた定義に脅迫も含めた点である。かかる暴力の定義の拡大は遅まきながら国連総会決議や北京会議の内容に近づいたと評価しうる。すなわち暴力に脅迫を加えたことは、保護命令の種類に反映され、以下の禁止命令を具体化することになった。それは、面会要求、行動の監視を告げること等、著しく粗野・乱暴な言動、無言電話や電話・ファクシミリ電子メールの送信、汚物、動物の死体等の送付、名誉を害すること、性的羞恥心を害する事の告知、又はそれらの文書、図画等の送付等である。

さらに、配偶者の範囲を事実婚も含む婚姻者に限定したものから、離婚者も含めることにより支援対象者の拡大へと向かった改正の意義は大きいものがある。すなわち、暴力被害に苦しむ女性の多くを保護しうるものとなったからである。また保護命令の再度の申し立ては、2001年法では接近禁止命令に限定されていた。しかし、2004年の改正ではこれに加えて退去命令も可能となり、保護の実効性を高めることとなった。

次に、被害者からの苦情処理については、2001年法では制定されていなかった。これが2004年法では、支援センター、警察、福祉事務所等の関係機関が、被害者からの苦情を適切かつ迅速に処理する努力義務を課した。併せて福祉事務所には、生活保護法、児童福祉法、母子および寡婦福祉法その他の法令により、被害者の自立支援に必要な援助を実施するとしており、支援実施機関の中核に位置づけられたと言える。このことは身近な機関で相談支援を可能にすることであり効果的と思われる。しかし、独立した第三者機関としての苦情処理機関の設置に言及しなかったことは、今後課題を残したとも言える。

第二に、国及び地方公共団体に基本方針や計画の策定を義務付け、2007年改正においては市町村に基本計画の策定を努力義務としたことは一歩前進である。しかし、第三次改正が予定されていない本法が、市区町村をして努力義務に留めたことは、今後禍根を残したと言える。すなわち、市区町村が基本計画策定を行わなかったとしても、これを容認することになるからである。

第三に配偶者暴力相談支援センター（以降、支援センターと称す）は都道府県に設置義務としたが、政令都市も含む市区町村に関しては努力義務である。このことは今後の推移の中で、市区町村による取組みの差異を生み出すことを危惧される。すなわち、被害者をして支援等に積極的な都道府県や市区町村への流入を呼び込みかねない。その結果は支援に関わる都道府県や市区町村内で、財政負担の偏りを招く恐れがある。

第四に警察官・警察本部長の位置付けである。女性に対する暴力が多くの犯罪を含む

ものであるとした法の立場からすれば当然であるが、第8条では当初から警察官の暴力被害の阻止や保護への積極的関与を義務付けていた。これに加えて、2004年法では8条の2に警察本部長の関与を義務付けた。これは一警察官に付託されていた保護・支援が、県本部レベルでの組織的で広域な実施を義務付けたことになる。

最後に、第23条の職務関係者の条項では、2004年法では被害者の国籍や障害の有無等を問わず、被害者の人権尊重に十分配慮することを明記した。このことは国内に在住する外国籍者への相談・保護を視野に入れるものである。また、暴力被害者の女性には、長い苦痛の結果として精神疾患を発症する人も少なくない。相談や保護に際してはこうした女性への人権配慮を促したことは、DV防止法の本旨に合うものといえる。

表1 DV防止法の主な改正推移（暴力の定義・配偶者の範囲）

	2001年法	2004年改正法	2007年改正法
暴力の定義 (第1条)	身体に対する暴力に限定。但し、精神的暴力によりPTSDを受傷し、傷害罪に当たると判断された場合、保護命令を申し立て出来る。	身体に対する暴力又は、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。 但し、保護命令の申し立ては、身体的暴力があった場合のみ可能となる。	2004年に同じ。 但し、保護命令の申し立てに、身体に対する暴力に加え、生命等に対する脅迫も含む。
配偶者の範囲	婚姻の届けをしている者（事実婚含む） 離婚後は原則として対象外。離婚後も引き続き暴力を受ける恐れがある場合、支援センターへの相談や一時保護の対象になるが、保護申し立ては出来ない。	婚姻の届けをしている者（事実婚含む）のほか、離婚後に引き続き元配偶者から暴力を受けている場合には元配偶者も含む。	2004年に同じ。

出典：表1から4までの表は、松村歌子（2007）DV防止法の改正とこれからの被害者支援 関西福祉科学大学紀要 第11号 175～177ppが単表票で作成したものを筆者が4分割して再編し、内容も一部、加筆修正したものである。

表2 DV防止法の主な改正推移（国及び地方公共団体・配偶者暴力相談支援センター）

	2001年法	2004年改正法	2007年改正法
国及び地方公共団体の責務 (2条)	配偶者からの暴力の防止、被害者の保護。	配偶者からの暴力の防止、被害者の自立を含めた適切な保護の責務。国は基本方針策定義務。地方公共団体は基本計画策定義務。	市町村に、基本計画策定の努力義務。
配偶者暴力相談支援センター (3条) センターの設置	都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において支援センターとしての機能を果たすものとする。	都道府県のほか、市町村においても、適切な施設において支援センターとしての機能を果たすことが出来るようになった。	市町村に、支援センターとしての機能を果たす努力義務。
センター業務及び機能	被害者の保護及び自立促進のための情報提供その他の援助。①相談、②心身の健康回復のための医学的・心理学的指導、③一時保護（同伴する家族も含める）、④自立促進のための援助、⑤保護命令制度利用についての情報提供その他の援助、⑥保護施設の情報提供援助。	被害者の自立支援援助、就業促進、住宅確保、援護等の制度利用等の情報提供等々を明確化。被害者及び同伴する家族の一時保護明記。センターは、①～⑥に加え、民間団体も含む関係機関との連絡調整も。	①～⑦に加え、被害者及び同伴する家族の緊急時の安全確保及び一時保護。
苦情の処理	なし。	支援センター、警察、福祉事務所等の関係機関は、被害者からの苦情を適切かつ迅速に処理する努力義務。但し、公正な独立した第三者機関としての苦情処理機関設置に言及せず。	2004年に同じ。

表3 DV防止法の主な改正推移（保護申立て等）

	2001年法	2004年改正法	2007年改正法
保護命令の申立て人的要件(10条1項)	被害者にとって、加害者が配偶者（事実婚含む）であること。	被害者にとって、加害者が配偶者（事実婚含む）であるか、かつて配偶者であったが身体に対する暴力を受けた後に離婚した者であること。	2004年に同じ。
実質的要件(10条1項)	過去に身体的暴力を受けていて、さらに身体的暴力により生命・身体に重大な危害を被る恐れが大きいとき。	2001年に同じ。	身体に対する暴力に加えて、生命等に対する脅迫も含める。
形式的要件(12条1項4号、2項)	事前に支援センターか警察に相談・保護を求めた事実を申立書に記載すること、又はDVの事実を記載した公証人面前宣誓供述書の添付。	2001年に同じ。	2001年に同じ。
保護命令の種類(10条)	発令後6ヶ月。被害者への接近禁止。被害者への身辺へのつきまといと、通常所在場所の周囲の徘徊を禁止。	発令後6ヶ月。被害者及び同居する子への接近禁止（15歳以上の子の場合は、同意が必要）。被害者及び子の身辺へのつきまといと、通常所在場所の周囲の徘徊を禁止。	発令後6ヶ月、被害者及び同居する子への接近禁止。被害者の親族その他社会生活において密接な関係を有する者への接近禁止。被害者及びその子、親族等へのつきまといと、通常所在場所の周囲の徘徊を禁止。面会要求、行動の監視を告げること等、著しく粗野・乱暴な言動、無言電話や電話・ファクシミリ電子メールの送信、汚物、動物の死体等の送付、名誉を害すること、性的羞恥心を害する事の告知、又はそれらの文書、図画等の送付等。
退去命令期間	発令後2週間。	発令後2ヶ月。	発令後2ヶ月。
保護命令に関する通知(15条4項)	なし。	なし。	保護命令が発令された際、裁判所は、支援センターに保護命令が発令された旨とその内容を通知する。
保護命令の再度の申立て(18条)再度の申立てが可能な保護命令の種類	保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする場合、接近禁止命令についてのみ可能。退去命令については再度の申立てはできない。	保護命令の申立て理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする場合、接近禁止命令だけでなく、一定の要件下で、退去命令の再度の申立てが可能となった。	2004年に同じ。
形式的要件	更なる生命又は身体に重大な危害を受ける恐れが大きいと認めるに足りる事情に関する申し出人の供述を記載した公証人面前宣誓供述書の添付。	支援センター又は警察の職員に対し、相談を求めたという事実に係る所定の事項が申立書に記載されていれば、公証人面前宣誓供述書の添付不要。	2004年に同じ。

表4 DV防止法の主な改正推移（警察本部長・福祉事務所等）

	2001年法	2004年改正法	2007年改正法
警察官による被害の防止 (8条)	警察官は、通報等により配偶者からの暴力が認めるときは、暴力の制止、被害者保護その他の配偶者からの暴力による被害発生の防止に必要な措置を行うこと。	2001年に同じ。	2001年に同じ。
警察本部長等の援助 (8条の2)	なし。	被害者からの被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申し出があった場合に、都道府県警察本部長等は必要な援助を実施する。	2004年に同じ。
福祉事務所による自立支援 (9条の2)	福祉事務所は、関係諸機関の連携協力の一主体として位置づけるに留まる。	福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子および寡婦福祉法その他の法令により、被害者の自立支援に必要な援助を実施する。	2004年に同じ。
職務関係者等による配慮 (23条)	関係者は、その職務に当たり、被害者の人権尊重に十分配慮すること。	関係者は、その職務に当たり、被害者の国籍や障害の有無等を問わず、被害者の人権尊重に十分配慮すること。	2004年に同じ。

4 DV被害の全国状況

以下に示す統計は警察庁と内閣府男女共同参画室が纏めたDV被害の相談件数である。何れの調査報告からも経年的に相談件数の増加が示されている（表5・6参照）。

一方、内閣府男女共同参画局は、2009年3月に「男女間における暴力に関する調査報告書」⁵⁾（以下、「調査」と表す）を発表している。これに拠れば、女性の配偶者からの暴力等の被害経験は、何度もあった10.8%、1,2度あった22.4%で、この二つを合わせると33.2%に上る。年齢別においても、20歳代から60歳以上まで等しく、3割を超える暴力被害経験を有している（40歳台が38.3%と最も高い比率を占めている）。つまり、「調査」は全女性の3割を越す割合で被害経験があったとするのである。

この数を20歳以上の女性の概算人口の54,151千人（総務省の2009年12月）に当てはめると、16,245千人に上ることになる。この事は、警察庁と内閣府男女共同参画室が纏めたDV被害の相談件数が氷山の一角過ぎないことを示している。事実、「調査」の配偶者からの被害の相談先の項目⁶⁾では、「どこ（だれ）にも相談しなかった」とする回答が、53%に上る事実はこれを証明している。

表5 配偶者からの暴力事案の対応状況について相談件数の推移（単位：件）

2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
14,140	12,568	14,410	16,888	18,236	20,992	25,210	28,158

出典：警視庁

表 6 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数

年度 相談別	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
来所	11,035	12,758	14,692	14,864	16,688	17,662	19,131	20,941
電話相談	23,950	29,820	33,736	36,475	40,705	43,004	47,107	49,849
その他	958	647	901	806	1,135	1,412	1,958	2,002
総計	35,943	43,225	49,329	52,145	58,528	62,078	68,196	72,792

出典：内閣府男女共同参画室

5 神奈川県におけるDV被害者支援の状況

1) 神奈川のDV被害の状況

全国の状況は先に触れたが、次にDV被害者支援の先進県とされる神奈川の状況についてみておきたい（表7参照）。内閣府が纏めた統計と比較すると、神奈川県の来所による面接相談件数と電話相談共に、全国統計の1割前後を示していることがわかる。

表 7 神奈川県立女性相談所相談件数

		2005	2006	2007	2008
面接相談	受付件数(A)	1,682	1,584	1,539	1,575
	延べ件数(B)	14,329	14,907	12,461	12,823
電話相談延べ件数(C)		4,585	5,294	5,081	5,176
相談延べ件数(B)+(C)		18,914	20,201	17,542	17,999

出典：神奈川県立女性相談所 女性相談所業務概要平成20・21年度版より筆者作成

2) 相談経路

相談経路（表8参照）の第1位は、他の婦人相談員（＝市町村の婦人相談員）からの紹介であり、第2位は警察である。第3位は当初は福祉事務所であったが次第に、本人からの相談申請が増加していることがわかる。この事実は、配偶者等からの暴力被害を受けた女性が何処に相談すればよいのかは周知してきた証左であろう。事実、県暴力被害支援センターへの直接相談申し込みの増加はこれを裏付けている。

これに関しては内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省、が著した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」においても、相談窓口の周知を明示したことも影響を及ぼしていると理解できる。

表8 相談経路

相談経路	2005		2006		2007		2008	
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)
本人自身	154	9.2	174	11.0	176	11.4	195	12.4
警察関係	215	12.8	229	14.5	256	16.6	213	13.5
法務関係	1	0.1	1	0.1			1	0.1
他府県の婦人相談所	7	0.4			3	0.2	7	0.4
他の婦人相談員	982	58.4	900	56.8	753	48.9	843	53.5
福祉事務所	182	10.8	140	8.8	152	9.9	163	10.3
他の相談機関	73	4.3	57	3.6	64	4.2	63	4.0
社会福祉施設等	55	3.3	73	4.6	115	7.5	73	4.6
医療機関			1	0.1	1	0.1	1	0.1
教育機関			1	0.1				
労働機関								
縁故者・知人	11	0.7			9	0.6	7	0.4
その他	2	0.1	8	0.5	10	0.6	9	0.6
計	1,682	100	1,584	100	1,539	100	1,575	100

・神奈川県では、直接申し込みにおいても、福祉事務所経由の方式を取っており、女性相談員及び福祉事務所からの件数が多い。
 ・「他の婦人相談員」（神奈川県では婦人相談員を女性相談員と呼称している。）とは、市町村設置の女性相談員を示す。
 ・他の相談機関・施設等には、市区町村DV担当窓口を含む。

出典：神奈川県立女性相談所 女性相談所業務概要平成20年度・21年度版より筆者作成

3) 神奈川県におけるDV対策の特徴

神奈川県は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画として、「かながわDV被害者支援プラン（平成21年度から平成25年度）」を公表している（表9参照）。そこでは4つの基本認識と、5つの重点目標、8つの施策の方向と主要政策を示している。

注目すべきは冒頭の基本認識の4番目に、事業推進のために国及び県・市町村の関係機関、民間団体などが幅広く協同・連携することを掲げていることである。後述するが、神奈川県の配偶者からの暴力に対する支援事業は、シェルターを運営する民間団体と県の協働・連携から支援システムが構築されてきた歴史を反映していると言える。これを受けて重点目標IVでは、関係機関・民間団体との連携・支援を掲げ、次のように記している。

「配偶者からの暴力の防止と被害者支援の施策を推進していくため、国及び県・市町村の関係者や民間団体の連携を図ります。特に、本県では、被害者の支援や配偶者からの暴力の防止に取り組む民間団体の活動が活発であることから、こうした民間団体と連携するとともに、支援を行います。さらに、関係機関や民間団体と定期的に意見交換を行い、施策・事業の見直しや充実に反映します。」

これと同じ内容を持つ東京都配偶者暴力対策基本計画の基本理念の(3)では、「都と区市町村等関係機関、民間団体が相互の連携のののもとに、それぞれの役割を果たしていく」

を掲げている。そこでは「(前略) 民間団体は、被害者や子どもの支援等について先進的に取り組んでいる実績があります。都は、民間団体の特性や経験が十分に発揮できるよう民間団体の柔軟な取組を支援するとともに、連携を強化し、被害者と子どもへの必要な支援を行います。」⁷⁾と記している。

ここに示した神奈川県の基本計画における重点目標Ⅳと東京都の基本理念は、一見すると同じ文意に理解しうる。しかし神奈川県の重点目標Ⅳには、「さらに、関係機関や民間団体と定期的に意見交換を行い、施策・事業の見直しや充実に反映します。」の一文が後続している。ここには定期的に意見交換の場を設けることと、さらには意見交換の内容を施策事業の見直しや充実に反映するとしている。すなわち、神奈川県は事業推進のために関係機関や民間団体と文字通り、対等の連携や協働の実施を目指すことを謳っているのである。

さらに施策の方向6では、民間団体との連携と支援の強化の主要施策として1.民間団体との連携として、四つの具体的事業を掲げる。それは、①民間団体との意見交換、②民間団体と連携した啓発等・被害者相談における連携、③民間団体と連携したステップハウスにおける自立支援、④県、市町村、民間団体との協働による一時保護事業である。また、2.民間団体への支援として、①民間団体スタッフ等の資質向上のための研修等、②心理的ケア等の支援、③自立に向けた取組みを行う民間団体への支援を掲げている。

表9 かながわDV被害者支援プラン（平成21年度から平成25年度）

<p>4つの基本認識</p> <p>1) 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。</p> <p>2) 配偶者からの暴力を防止するとともに、相談や被害者の保護から自立の支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うことは、国及び県・市町村の責務です。</p> <p>3) 配偶者からの暴力は、子どもに対しても深刻な影響を及ぼす重大な問題であり、子どもの心身の安定の確保や教育を受ける権利への配慮と一体となった被害者への支援が必要です。</p> <p>4) 配偶者からの暴力への対策を推進するためには、国及び県・市町村の関係機関、民間団体などが幅広く協同・連携しながらそれぞれの役割を担っていくことが不可欠です。</p>
<p>重点目標Ⅳ 関係機関・民間団体との連携・支援</p> <p>配偶者からの暴力の防止と被害者支援の施策を推進していくため、国及び県・市町村の関係者や民間団体の連携を図ります。特に、本件では、被害者の支援や配偶者からの暴力の防止に取り組む民間団体の活動が活発であることから、こうした民間団体と連携するとともに、支援を行います。</p> <p>さらに、関係機関や民間団体と定期的に意見交換を行い、施策・事業の見直しや充実に反映します。</p>
<p>施策の方向5 関係機関・民間団体相互の連携と人材育成</p> <p>主要施策 ○関係機関・民間団体相互の連携と人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの充実 ・広域における連携 <p>○被害者を支援する人材の育成と資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職域関係者への研修の充実 ・広域における連携 ・心理的ケア等の支援 ・自立に向けた取組みを行う民間団体への支援

出典：神奈川県県民部人権男女共同参画課 平成21年3月 かながわDV被害者支援プラン（平成21年から平成25年度）ダイジェスト版 から筆者が官民連携の箇所を抜粋した。

4) 神奈川県の支援体制

神奈川県におけるDV被害者の支援体制は、表10に示すように、県立の2ヶ所の相談機関と2ヶ所の保護施設及び民間6団体が運営する保護施設で営まれている。単純に相談機関が多ければ望ましい支援体制にあるとは言えない。しかし、DV被害者にとって身近な場所に相談機関があり、多様で異なるニーズに応えられる保護施設及びそれらの密接な連携が必要とされているのは当然である。

こうした時、神奈川県の相談機関が県立2ヶ所の現状は、他の都道府県や市区町村との比較において必要十分条件を満たしているとは言いがたい。事実、表11に示した都道府県別での相談機関設置数においても、例えば東京都の相談機関3ヶ所(港区含めて4ヶ所)はその人口比においてもあまりにも少ない。この事実は、都道府県による相談機関設置数の差異は、取り組み水準を示すバロメーターとも言えるのではないだろう。

かかる状況下で、横浜市が「横浜市第3次男女協働参画行動計画」素案(概要版)⁸⁾を公表し、その中で横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画を示した。そして基本方針1の中で、「配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)機能設置によるDV被害者支援体制を強化します。」と明記している。この結果、近々に神奈川県では、3ヶ所での相談機関の設置が予定されていることになる。望むべきは横浜市に続き、県内の指定都市である川崎市、相模原市においても相談機関の設置を期待されるものである。

表10 神奈川県の相談支援体制

相談機関	保護施設
神奈川県立女性相談所 [婦人相談所]	県立 女性保護施設 2ヶ所 + 民間6団体 (1団体で複数の居室運営)
神奈川県立かながわ女性センター [女性センター]	

表11 全国の相談機関設置状況

都道府県
北海道 16 青森県 8 岩手県 11 宮城県 1 秋田県 6 山形県 5 福島県 8 茨城県 1 栃木県 2 群馬県 1 埼玉県 1 千葉県 16 東京都 3 神奈川県 2 新潟県 1 富山県 1 石川県 1 福井県 8 山梨県 2 長野県 2 岐阜県 7 静岡県 1 愛知県 8 三重県 1 滋賀県 3 京都府 3 大阪府 7 兵庫県 1 奈良県 1 和歌山県 1 鳥取県 3 島根県 1 岡山県 2 広島県 3 山口県 1 徳島県 3 香川県 1 愛媛県 2 高知県 1 福岡県 10 佐賀県 2 長崎県 2 熊本 1 県大分県 2 宮崎県 1 鹿児島県 9 沖縄県 4
市区町村
札幌市 2 金沢市 旭川市 名古屋市 盛岡市 神戸市 古河市 伊丹市 郡山市 岡山市 宇都宮市 倉敷市 日光市 広島市 吉川市 宇部市 野田市 鳴門市 北九州市 港区

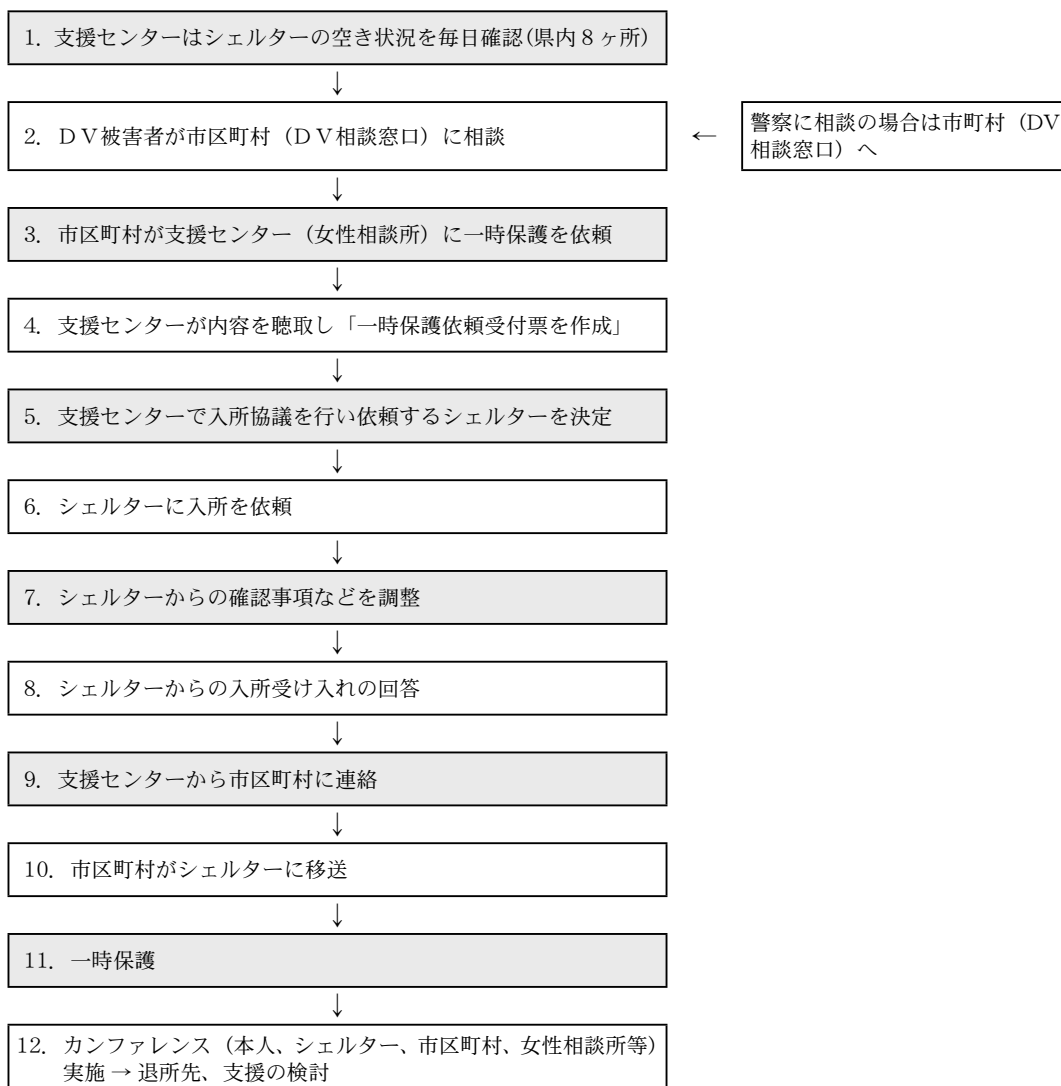
出典：2010年8月1日現在総務省発表データを筆者が纏めたものである。

5) 神奈川県におけるDV被害者の一時保護の流れ⁹⁾

神奈川県の一時保護の流れを次に示す（図1参照）。これは県、市区町村、民間団体の連携が最も顕著に示す具体的事例である。県支援センターが中核なりシェルターと市町村と連絡を取りながら保護支援を円滑に実施していることが分かる。

この一時保護の流れで特徴的な事柄は、市区町村は受け入れシェルターに移送する責務と同時に、支援の実施機関になることを担保していることである。当然、自立支援に向けたカンファレンスにも市区町村は、本人、シェルター、女性相談所等共に参加し、責任を負っている。

図1 神奈川県におけるDV被害者の一時保護の流れ



出典：内閣府男女協同参画局主催 平成22年度「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議」～官民連携を強化し、よりいっそうの取り組みを進めるために～第1部資料佐藤守 官民の連携を強化し、より一層の取り組みをすすめるために。神奈川県立女性相談所 情報支援課 パネルディスカッション資料より筆者作成

6) 神奈川県に於ける支援の実施機関について¹⁰⁾

大原則：一時保護依頼を行った市区町村が「支援の実施機関」となる。

1. 居住地以外の市区町村で相談した場合 → 相談を受けた市区町村が支援を実施。
2. 警察署に相談して保護を希望した場合 → 相談を受けた警察署の所在地の市区町村が支援の実施機関となる。
3. 支援センターに相談して保護を希望した場合 → いずれかの市区町村に行ってもらい、そこから支援開始。
4. 他都道府県から避難してきた場合 → いずれかの市区町村に行ってもらい、そこから支援開始。

7) 神奈川方式樹立の経過

神奈川方式樹立には、民間シェルター「かながわ・女のスペース “みずら”」（以降、「みずら」と称す）の果たした役割を無視し得ない。「みずら」は1990年5月26日に「かながわ・女のスペース “みずら”¹¹⁾」として誕生した（2000年にはNPO法人格を取得）。設立当初は相談室としての活動が中心であったが、そのうち夫の暴力、暴言で、精神的にも不安定になった女性たちの緊急避難が何件か続き、シェルターの必要性が高まってきた。こうして、1993年1月に独立したシェルターの運営を始めたのである。

しかし、シェルター運営には当然、施設維持費や支援のための人件費が必要となる。その費用に向けた補助金要請を続けた結果、1998年に横浜市から年間200万円の助成を受けられるようになった。この背景には神奈川県や県内市町村に対する粘り強い働きかけがあったことはいままでのない。事実、横浜市からの助成に至るまでは8年間の時間を要していたのである。

さらに神奈川県からは1999年4月より、「女性のための暴力相談週末ホットライン」の業務委託を受けている。この間にもシェルター利用者は増大の一途をたどり、2001年4月からは県の職員宿舎を利用した第二シェルターを開設するに至っている。

こうした状況下で神奈川県は市町村にシェルターの経費負担について呼びかけ、神奈川県内のシェルターは、県、市町村、NPO三者の協働事業として位置づけられていったのである。すなわち、「神奈川県、県内市町村および民間活動団体の協働による女性への暴力に対する緊急一時保護実施要項」に基づく、シェルター運営が始まったのである。こうして市町村はシェルター運営経費として、1ケースにつき65,000円を負担することになったのである。

このような経過をみるとき神奈川県での取り組みは、小川¹²⁾が指摘するように、「民間リーダーシップ型」の典型と言えよう。

8) 民間シェルターのDV 被害者受け入れの流れと支援の実際

ここでは、神奈川県内の某民間シェルターのDV 被害者受け入れの流れと、実際の支援内容についてみておきたい（表 12 参照）。民間シェルターではDV 被害者の受け入れた際には、原則 2 週間の保護期間で次のような支援を提供している。

この 2 週間という期間の中で、被害者の安心保障から医療機関の紹介・付添い、そして関係機関とのカンファレンス、生活保護申請まで多様な支援内容が提供されている。さらには離婚調停や保護命令等を巡っての法的支援まで要請されている。そこでは当該シェルタースタッフの専門性が語られる以上に、被害者の必要性に基づき、その全てに対応している現実がある。まさにジェネリックソーシャルワーカーとしての専門性が必要とされているし、それなくしては一日たりとも支援内容を維持し得ない。しかし、現在のシェルタースタッフには、何らの資格要件も求められずに今日に至っている現実も無視し得ないものがある。さらに付言するならば、最も高い専門性とそれを裏付けるべき資格要件たる社会福祉士養成課程では、DV 被害者支援に重大な関心を寄せているとは言いがたい。この事実こそ、わが国の社会福祉政策とそれを支えるマンパワー養成の水準が、どこにあるかを証明していると言えるであろう。

表 12 民間シェルターの被害者受け入れと支援の流れ及び支援内容

被害者受け入れと支援の流れ	
1 日目	本人の保護申請とシェルター利用の契約 → 安全な衣食住の提供
2 日目	安心感と外出の検討・健康診断 → 所管先と情報共有・治療
3 日目	3 者（県・市区町村・民間団体）カンファレンス → 危険度・自立度・ニーズ等
7 日目	アパートなど退所先に向けての支援 → 不動産・施設との調整
14 日目	生活保護手続き、生活品準備の支援
支援内容	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 安心な住環境の提供 2. 清潔な衣服、バランスの良い食事の提供 3. 心身の健康の回復と維持 4. 母親への子育て支援 5. 医療機関の情報提供と同行支援 6. 実施機関（市区町村）や関連機関（学校・児童相談所）との連絡調整 7. 生活保護、弁護士等との連絡調整 	

考察

ここまで、我が国のDV防止法成立の経過と二回に渡る法改正の内容を踏まえた上で、「神奈川方式」と呼ばれている神奈川県の支援システムをみてきた。ここでは「かながわDV被害者支援プラン（平成21年度から平成25年度）」に象徴されるように、県と市区町村そしてシェルターを運営する民間団体との官民連携による支援の姿が明らかとなった。その支援体制に向けた財政支援と2001年から2005年までの支援プランは、全国的にも先進的な官民連携の到達点にあると評価されうる。そこで最初に、かかる到達点を生み出した要因について検討したい。

その第一の要因は、“みずら”に代表される民間シェルターを立ち上げ、暴力被害を受けた女性たちの支援に取り組んだ民間団体の活動である。第二の要因は、それまで潜在化していたDV被害の女性の多さである。その事実こそが、“みずら”等の民間団体の活動を突き動かしていったのである。事実、高井¹³⁾が纏めた“みずら”の相談件数では、1990年の297件から1990年には1,413件へと5倍弱の伸び率を示していたのである。すなわち、DV被害の女性の存在が“みずら”の活動を生み、それが潜在化していた女性を相談へと顕在化させ、そして、当該自治体である横浜市や神奈川県の取組みを促したのである。もちろん、単純に財政支援や連携が行われたわけではない。その間には“みずら”が支援したDV被害者の傷害致死事件等の痛ましい事件の発生と犠牲の上に、当該自治体をして重い腰を上げざるを得なかったのが事実であろう。

ともあれ、こうした神奈川県や横浜市に代表される民間団体への財政的支援は、その後、川崎市やその他の市区町村における民間シェルターを誕生させていったことは間違いのない。こうして現在、神奈川県内には公私立のシェルター8ヶ所が、暴力被害女性の保護に日夜、活動を続けているのである。

それでは、「神奈川方式」は、課題や問題点を抱えてはいないのであろうか。まず、第一の問題は、その先進性の中に潜んでいる。“みずら”の当時の代表理事の福原は2002年には、次のように指摘している。「日本の民間シェルターは、どこも弱小である。しかし、DVなどの被害女性の一時保護と女性の自立に果たしている役割は大きいと自負して活動を続けているところが多いと思う。しかし、民間の善意に頼っているならば、それは福祉の後退であろう。保障すべきところは保障しながら民間活力の活用が図られなければならない。」¹⁴⁾

すなわち、先進的取組みとされる神奈川県の官民連携とは、例え他を圧倒する民間団体支援があったとしても、弱小民間団体のボランティア精神に依拠してきたことになる。しかし、これは神奈川県に限ったことではない。DV被害女性の支援では先駆的な市とされる千葉県野田市が、2009年に民間シェルターのために要した予算は、3,869千円で

ある。このことについて野田市長の根本崇は次のように述べている。「これだけ安くできる背景には「青い鳥」を中心とした市民の皆様のボランティア的な協力があることを忘れてはならないと思っております」¹⁵⁾

このようにわが国のDV被害女性の支援は、その多くをせいぜいNPO法人等の弱小民間団体がボランティア精神で支えていると言っても過言ではあるまい。

第二点目は、支援センター配置の問題である。神奈川県センターは女性相談所との併設である（併設ではなく独立した支援センターをとす声も強い）。しかも大規模県にもかかわらず、県立女性相談所と県立かながわ女性センターの2ヵ所に過ぎない。今後、横浜市がセンター設置を予定しているが、これも含めても3ヵ所である。DV被害女性の支援を弱小民間団体が支えている対極には、神奈川県が設置義務を負う支援センターの現状は、貧弱であるとの批判は避けられまい。

それでは先に示した全国の支援センターの設置状況を改めてみておきたい。既にDV防止法制定後9年を経た現在、都道府県別で大きな違いを見せ始めている。支援センターを県内に1ヶ所しか設置していない県は18県に上る。2ヶ所設置が神奈川県を含めて9県である。多いところでは北海道16ヶ所に札幌市2ヶ所+旭川市1ヶ所を含めると19ヶ所である。続いて千葉県の16ヶ所+野田市1ヶ所の17ヶ所である。政令指定都市も5市と少ない。

このように現時点で支援センター配置数が、都道府県や市町村間で差異を生み出していることは危惧されるべき状況にあると言えよう。先に記したようにDV被害者の保護が、都道府県や市区町村によって偏在することは、その一部に財政負担を過重とするからである。

第三点目は機関連携と職務関係者の研修の問題である。2010年9月に川崎市高津区内でDV殺人事件が起きた。高津警察署に被害者が相談に訪れていたにも関わらず、加害者には暴力をふるわないとの上申書を書かせて帰宅させていた。その後、加害者は被害者を自宅で絞殺したのである。この対応を巡って警察署は、被害者本人から被害届の意志がなかったので二人を帰した。故に、「対応は適切であった」としている（注1）。

しかし、DV防止法の8条を踏まえ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省の名で、2008年に出している。そこでは警察が相談を受けた際にとるべき対応として、次のように明記してある。

「被害者に被害届の提出の意志がないときであっても、捜査手段を講じなければ更なる事案が起きるかもしれない危険性について理解させ、特に、被害者及びその関係者に危害が及ぶおそれがあると認められるときには、警察側から被害届の提出を働き掛け、必要に応じ説得を試みる必要がある。」

さらには「警察以外の関係機関による対応がふさわしいと考えられる場合は、被害者の対し、支援センター等の関係機関の業務について説明し、」¹⁶⁾と記してある。

今回の事件は関係機関との連携の重要性と、その前提となる職務関係者への研修の必要性を教えている。なんとなれば、今回の事件発生は警察署に限られた問題ではなく、関係機関の連携の課題そのものである。そして、これが神奈川県内で起きた事実は、言うところの「神奈川方式」の機関連携の脆弱性をも意味していることになるのである。

まとめ

わが国のDV防止法に纏わる概要をみた上で、先進的取組み県としての神奈川県の到達点を全国レベルで俯瞰することを試みた。その結果は、官民連携によるDV被害者支援の先進県との評価は、民間団体依存の姿を明らかにした。また、関係機関の連携についても、結果論とは言え、連携の脆弱さをも露にした。改めて、DV被害者支援は未だ道遠し、の感は否めない。

翻って、女性に対する暴力も含めて全ての暴力に対する、社会全般の不感症とも言うべき現実に震撼させられる思いである。改めて、Hannah Arendt¹⁷⁾の次の指摘は、わが国の現状を看破していることを思い知らされる。「歴史や政治の考察に携わる者は、暴力が人間のことがらにおいてかねてから果たしてきた役割の途方もない大きさに気がつかないではいられないものだが、逆に暴力が特別な考察の対象としてほとんど取り上げられてこなかったことは、一見すると驚くべきことである。」

最後に本稿の目的が、神奈川県の到達点を全国レベルで俯瞰することにあつたとは言え、民間シェルターにおけるDV被害者支援の実際を究明するには至らなかつた。しかし、民間シェルターでの支援が、高い専門性を要求されると同時にこれに応えている事実を証明することこそ、神奈川方式の発展に寄与するものと考え。この点については、次稿において、参与観察等により試みたい。

<注>

注1：神奈川新聞 9月20日 高津署は20日、同居する女性を殺したとして、殺人の疑いで、住所不定、無職松本直也容疑者(22)を逮捕した。亡くなったのは東京都世田谷区非常勤職員和田裕子さん(29)で、和田さんは15日にドメスティックバイオレンス(DV)などで同署に相談に来ていた。

同署によると、20日午前11時25分ごろ、川崎市高津区北見方2丁目のアパートから、同容疑者が「手で首を絞めて彼女を殺した」などと110番通報。署員が駆けつけたところ、和田さんが床に倒れて死んでいた。同容疑者は「彼女から仕事をしていないことに文句を言われ、かつとして首を絞めた。18日の午前中に殺した」などと供述しているという。

同署によると、和田さんは15日の早朝に同署を訪れ、同容疑者との間の金銭トラブルと、複数回暴力を受けたことなどについて相談していた。和田さんに目立った外傷はなく、部屋も荒れた様子はなかったといい、同容

疑者は「今後一切暴力は振るいません」などといった内容の上申書を提出。和田さんが被害届提出の意思を示さなかったため、そのまま2人を帰したという。同署は「署の対応は適正だった」とコメントしている。

同署によると、2人は4月ごろから同居。和田さんは17日朝、保育園に「(同容疑者が)迎えにきても渡さないでくれ」と言い残して娘(4)を預けてから行方が分からなくなっていた。不審に思った親族らが18日午後と20日午前に部屋を訪問。18日には同容疑者が「けんかをして(和田さんが)外に出たまま帰ってこない」と話した。20日は対応がなく、和田さんの父が部屋の前で「娘と連絡が取れない」などと同署に電話していたという。

現場は東急田園都市線二子新地駅から南東に約900メートルの住宅街。近隣住民からは、男女の言い争う声を聞いたとの証言が複数聞かれた。

和田さんの真上の部屋に住む男性会社員(41)は、「ここ2カ月くらいけんかが絶えなかったようで、先月くらいには女性の声で『働いてよ』などと言う声が聞こえた。女の子と3人で出掛けている姿も見たことがある。身近でこんなことが起こるとは思っていなかったのでびっくりした」などと話した。

<引用・参考文献>

- 1) 松田聰子(2006)ドメスティック・バイオレンス防止法と日本国憲法 桃山法学 第7号 桃山学院大学
- 2) 内閣府男女協同参画局(2008)配偶者からの暴力の被害者対応の手引き—二次的被害を与えないために—5ページ
- 3) 松村歌子(2007)DV防止法の改正とこれからの被害者支援 関西福祉科学大学紀要 第11号 170ページ 関西福祉科学大学
- 4) 松田聰子(2006)ドメスティック・バイオレンス防止法と日本国憲法 桃山法学 第7号 11ページ 桃山学院大学
- 5) 内閣府男女共同参画局(2009年3月)男女間における暴力に関する調査報告書 40ページ 内閣府男女共同参画局推進課
- 6) 内閣府男女共同参画局(2009年3月)男女間における暴力に関する調査報告書 50ページ 内閣府男女共同参画局推進課
- 7) 東京都配偶者暴力対策基本計画(2006) 17ページ 東京都
- 8) 横浜市第3次男女協働参画行動計画 素案(概要版) 8) 横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画 8ページ
- 9) 10) 内閣府 男女共同参画局主催 平成22年度「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議」～官民連携を強化し、よりいっそうの取り組みを進めるために～第1部資料 佐藤守 官民の連携を強化し、より一層の取り組みをすすめるために 神奈川県立女性相談所 情勢支援課(配偶者暴力支援センター) パネルデディスカッション資料
- 11) 特定非営利法人かながわ・女のスペース“みずら”編(2002年)シェルター・女たちの危機—人身売買からドメスティック・バイオレンスまで“みずら”の10年—130ページ 赤石書店
- 12) 小川真理子(2008)ドメスティック・バイオレンス被害者支援を行う民間シェルターと行政との「連携」の問題点と可能性—民間シェルター及び自治体関係者への調査を通じて—人間文化創生科学論叢 11号 499～508ページ お茶ノ水女子大学
- 13) 高井葉子 統計にあらわれる「みずら」の軌跡 特定非営利法人かながわ・女のスペース“みずら”編(2002年)シェルター・女たちの危機—人身売買からドメスティック・バイオレンスまで“みずら”の10年—98ページ 赤石書店
- 14) 福原啓子 DV法が成立した 特定非営利法人かながわ・女のスペース“みずら”編(2002年)シェルター・女たちの危機—人身売買からドメスティック・バイオレンスまで“みずら”の10年—253ページ 赤石書店
- 15) 千葉県野田市 根本崇 配偶者からの暴力防止と被害者支援について先進的な地方公共団体の取り組みに学ぶ 平成21年度 配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議(DV全国会議)～先進的な取り組み事

例に学ぶ～29ページ内閣府 男女共同参画局

- 16) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 2008年 26ページ 内閣府・
国家公安委員会・法務省・厚生労働省
- 17) 山田 政行 (200) 暴力について—共和国の危機—102ページ みすず書房 (Hannah Arendt (1969) CRISES OF
THE REPUBLIC Lying in Politics Civil Disobedience On Violence)